

# 定 款

## 第1章 総則

### 第1条 (商号)

当社は、株式会社 eWeLL と称し、英文では eWeLL Co., Ltd. または eWeLL Corporation と表示する。

### 第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ソフトウェアの企画・開発・製作・販売・リース・保守および管理
2. インターネットを活用した各種情報サービスの企画・運営・保守および管理
3. 経営コンサルティング業務
4. 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業
5. 介護保険法に基づく介護予防居宅サービス事業
6. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
7. 高齢者の医療の確保に関する法律および各種医療保険に基づく訪問看護事業
8. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
9. 前各号に附帯関連する一切の業務

### 第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を大阪府大阪市に置く。

### 第4条 (機関)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

### 第5条 (公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

### 第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、51,200,000株とする。

### 第7条（自己株式の取得）

当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

### 第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

### 第9条（単元未満株式についての権利）

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

### 第10条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

### 第11条（株式取扱規程）

当社の株式に関する取扱い、株主の権利行使の手続および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の決議によって定める株式取扱規程による。

## 第3章 株主総会

### 第12条（招集）

当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、

その必要がある場合に随時これを招集する。

#### 第13条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

#### 第14条（招集権者および議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### 第15条（株主総会資料の電子提供）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第17条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに、代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

#### 第18条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

## 第4章 取締役および取締役会

### 第19条（取締役の員数）

当社の取締役は、3名以上10名以内とする。

### 第20条（取締役の選任方法）

取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

### 第21条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

### 第22条（代表取締役および役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

### 第23条（招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

### 第24条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで取締役会を開

催することができる。

#### 第 25 条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

#### 第 26 条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

#### 第 27 条（取締役会議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

#### 第 28 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### 第 29 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

#### 第 30 条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

### 第 5 章 監査役および監査役会

#### 第 31 条（監査役の数）

当会社の監査役は、3名以上5名以内とする。

#### 第32条（監査役の選任方法）

監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

#### 第33条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

#### 第34条（常勤の監査役）

常勤監査役は、監査役会の決議によって選定する。

#### 第35条（監査役会の招集）

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

#### 第36条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

#### 第37条（監査役会議事録）

監査役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

#### 第38条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

## 第 39 条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## 第 40 条（監査役の責任免除）

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。  
ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

## 第 6 章 会計監査人

### 第 41 条（会計監査人の選任）

当社の会計監査人は、株主総会において選任する。

### 第 42 条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

### 第 43 条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第 7 章 計 算

### 第 44 条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までとする。

### 第 45 条（剰余金の配当の基準日）

当社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

#### 第 46 条（中間配当）

当社は、取締役会の決議によって毎年 6 月 30 日を基準日として中間配当を行うことができる。

#### 第 47 条（除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 未払いの配当金には、利息をつけない。

以上

2012 年 6 月 11 日	設立
2016 年 7 月 25 日	改定
2019 年 11 月 15 日	改定
2020 年 12 月 18 日	改定
2021 年 3 月 17 日	改定
2022 年 3 月 17 日	改定
2022 年 6 月 17 日	改定
2022 年 8 月 30 日	改定
2023 年 11 月 10 日	改定